

組合に入ろう！
組合に相談を！

かな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

第3次賃金減額裁判へ 6・28本社前争議行動

6月28日昼休みに本社前行動を行いました。この日は、日差しが強く、でした。



この日の本社前行動は、金属反合同行動の一つとして実施されました。そのため、本社前には、他労組からの参加者が旗を持って、応援に駆けつけてくれました。

本社前では、ワトソンヘルスでリストラが始まったことのお知らせ、賃金減額裁判の3次が始まることなどの報告が行われました。

賃金減額裁判の原告になった人以外は、まだ賃金が減額されたままになっています。賃金減額されたにもかかわらず、そのままになっている人は、社内数千名いるのではないかと組合では見えています。

賃金減額分を取り戻すためのたたかいに一人でも多くの社員が参加してくれることを期待しています。

組合の新たな拠点 大宮西事業所



7月2日早朝に、大宮西事業所前で初めての宣伝行動を行いました。閉鎖された川越事業所の組合員が大宮西事業所に異動する初出勤日に合わせ、激励の大宣伝行動を行いました。

日本IBM支部、埼玉地域の支部を中心に約20人が参加して、スピーカー宣伝とチラシの配布を行いました。一般の通行人の関心も高く、用意した

チラシがまたたく間に無くなりまりました。CE関連では、組合は緊急呼出当番の手当(5月21日号で報告)を実現するためにたたかっています。

CEの皆さん、手当無しで強制される緊急呼出当番に納得していますか？皆さんが団結すれば、当番手当を実現できます。組合に団結して当番手当を勝ち取りましょう！

Barriosさん、常務執行役員人事担当ご就任おめでとうございます。組合はあなたのご就任を心から歓迎すると共に、日本の労働法・労働慣行についてお知らせします。日本では従業員の同意のない労働条件の不利益変更は違法です▼そして、これまでの日本IBMの賃金減額の違法性については、二度の裁判での会社の完敗によって証明されています▼組合は第3次の賃金減額撤回裁判を計画しています。しかし、そのような事態を招くよりも、過去に賃金減額した数千名にものぼる社員の賃金を一刻も早く元に戻すべきです▼さらなる労働紛争を避けるためには、賃金減額を撤回し、賃金制度を正常化するしかありません。それが良好な労使関係構築への近道でもあります。前任者の負の遺産を清算するためにも、ご英断をお願いします。(F)

ハラスメントは許さない

セールス・インセンティブ部門の魔物

退職勧奨を断ったら
仕事外し

箱崎本社24階のT&Oセールス・インセンティブ部門に所属する社員が3年間にわたって「仕事外し」「退職強要」「嫌がらせのためのハラスメントをされていたことが判明しました。その実態をここにお知らせします。

3年間で12人が
退職や休職

この部門には魔物がいると言われています。3年間で12人が次々と退職や休職。中には産休から復職できずに退職した社員もいます。しかも、このうち4人はこの部門の業務を請け負っていた沖縄ISOの社員です。2018年2月5月に相次いで退職しました。

かな次号は9月3日発行です

「改善」名目のプレゼン

2016年に入ると次にAさんを待っていたのは「改善」名目のプレゼンでした。M担当に「営業人員の展開戦略」についての提案や、「現在の部門の生産性向上プラン」についてのプレゼンをさせられました。しかも毎回ダメ出しをされます。

3月にAさんはまた退職勧奨を受けましたが、それを断ると今度は部門業務の改善策を出すよう言われました。

PIPで降格

その3月下旬から5月上旬にかけて、M担当はAさんにPIP(業績改善プログラム)を命じ、「自分がいかにダメな人

間か」ということを証明させるプレゼンや、それまでと同じプレゼンをさせました。さらにCASECという英語テストをAさんの個人負担で2週間に1回受けさせました。結局、Aさんは8回面談させられましたが、そのたびにダメ出しと退職勧奨を受け、最後は目標未達とされました。そしてバンド7から6に降格されたのです。

業務用PCの更新せず
PIP未達で賃金減額

2016年末から2017年1月にかけてAさんの業務用PCの更新連絡が2回来ましたが、M担当は更新を認めません。Aさんは今も老朽化したPCを使い続けています。その上、4月になるとまたPIPをAさんに命令。しかも改善内容はAさんに自分で考えろと言

い、再度CASEC英語テストをAさん個人負担で受けさせました。PIP面談は合計14回にのぼり、改善内容はAさん個

人の業績改善ではなく「部門業務の改善」でした。結局目標未達とされ、7%の賃金減額をされました。

転職支援会社の
カウンセリングを強要

2018年3月になるとM担当はAさんに転職支援会社のカウンセリングを受けに行くよう強要しました。

しかしAさんが退職しないと見るや、M担当は「もう許さない」と言って「業務命令・Performance改善Action Plan作成」と題したメールをAさんに送付。Aさんが部門業務の改善案を送ると、M担当はAさんが退職することが部門の改善につながることを暗に示唆するメールを返信したのです。

ハラスメントを許すな

組合は法的対応の検討を始めています。同様のハラスメントを受けていたら、我慢せず、すぐに組合に連絡してください。

国交報告

会社業績達成度の根拠なし 協議に不可欠なデータ出さず

かいな6月4日号、6月18日号でお知らせしたように日本IBMの組合推定一般職ボーナス平均額は大手企業平均より十数万円も下回っています。ボーナス原資となる昨年度の業績は空前の好決算だったにもかかわらずです。

%を日本IBMの会社業績「50%をIBMコーポレーションの会社業績」に基づいて算定するとし、日本IBMの業績については次のような「量的指標」と「質的指標」から決定するとしていました。

1. 日本IBMとIBMコーポレーションのUSI G A Pに基づく決算資料を示し、量的指標である税引前利益、売上高伸び率、キャッシュフローを用いて説明すること。

2. 会社経歴書に公表されている日本IBMの決算資料のうち貸借対照表の「投資その他の資産」が2016年度に比べて三千億円以上増加している理由を説明すること。

3. 会社経歴書に公表されている日本IBMの決算資料のうち貸借対照表の「投資その他の資産」が2016年度に比べて三千億円以上増加している理由を説明すること。

組合 会社 税引前利益、売上高伸び率、キャッシュフローを用いて説明すること。

ボーナス平均が低い大きな要因が会社業績達成度の数値です。この数値が全社員のボーナス支給額の計算に掛け算でかかってくるからです。組合はこのことを重く見て、会社業績達成度の算定根拠について団体交渉で協議しました。以下にその内容をお知らせします。

組合要求 会社はこれまで会社業績達成度については「50%をIBMコーポレーションの会社業績」に基づいて算定するとし、日本IBMの業績については次のような「量的指標」と「質的指標」から決定するとしていました。

1. 日本IBMとIBMコーポレーションのUSI G A Pに基づく決算資料を示し、量的指標である税引前利益、売上高伸び率、キャッシュフローを用いて説明すること。

2. 会社経歴書に公表されている日本IBMの決算資料のうち貸借対照表の「投資その他の資産」が2016年度に比べて三千億円以上増加している理由を説明すること。

3. 会社経歴書に公表されている日本IBMの決算資料のうち貸借対照表の「投資その他の資産」が2016年度に比べて三千億円以上増加している理由を説明すること。

組合 会社 税引前利益、売上高伸び率、キャッシュフローを用いて説明すること。

ボーナス平均が低い大きな要因が会社業績達成度の数値です。この数値が全社員のボーナス支給額の計算に掛け算でかかってくるからです。組合はこのことを重く見て、会社業績達成度の算定根拠について団体交渉で協議しました。以下にその内容をお知らせします。

組合要求 会社はこれまで会社業績達成度については「50%をIBMコーポレーションの会社業績」に基づいて算定するとし、日本IBMの業績については次のような「量的指標」と「質的指標」から決定するとしていました。

1. 日本IBMとIBMコーポレーションのUSI G A Pに基づく決算資料を示し、量的指標である税引前利益、売上高伸び率、キャッシュフローを用いて説明すること。

2. 会社経歴書に公表されている日本IBMの決算資料のうち貸借対照表の「投資その他の資産」が2016年度に比べて三千億円以上増加している理由を説明すること。

3. 会社経歴書に公表されている日本IBMの決算資料のうち貸借対照表の「投資その他の資産」が2016年度に比べて三千億円以上増加している理由を説明すること。

組合 会社 税引前利益、売上高伸び率、キャッシュフローを用いて説明すること。

あなたも労働組合に加入しよう

JMITU日本アイビーエム支部は、1959年に結成され、来年60周年を迎えます。

労働者が自分たちの望む労働条件を実現するためには、団結しその力によって使用者と対等な立場にたつて交渉することが必要になります。

そこで、今回は労働組合についてよくある質問をまとめたQ&Aを掲載します。

組合とはどういう団体ですか？

A. 労働組合は「労働組合法」という法律に基づいて設立される公的な団体です。特定の人物や団体を母体としたものではありません。会社で働く人達が集まって作る組織です。私達は3つの原則を持っています。

組合とはどういう団体ですか？

労働組合法

組合とはどういう団体ですか？

A. 労働組合は「労働組合法」という法律に基づいて設立される公的な団体です。特定の人物や団体を母体としたものではありません。会社で働く人達が集まって作る組織です。私達は3つの原則を持っています。

組合とはどういう団体ですか？

A. 労働組合は「労働組合法」という法律に基づいて設立される公的な団体です。特定の人物や団体を母体としたものではありません。会社で働く人達が集まって作る組織です。私達は3つの原則を持っています。

組合とはどういう団体ですか？

A. 労働組合は「労働組合法」という法律に基づいて設立される公的な団体です。特定の人物や団体を母体としたものではありません。会社で働く人達が集まって作る組織です。私達は3つの原則を持っています。

労働組合法



労働組合には、会社に入ると自動加入になる

労働組合には、会社に入ると自動加入になる

労働組合には、会社に入ると自動加入になる

労働組合には、会社に入ると自動加入になる

労働組合法

組合なんでも相談窓口

事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
本 社	TSDL、ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS、ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本 社	価格計画、S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
幕 張	GTS、請求・売掛#1	柿本 正親	205-3174
名古屋	GTS、中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS、西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所	03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853		
連絡先	メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
(注) 上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます (電話予約をお願いします)		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL 045-222-7577		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		